

議会改革検討調査会記録

1 日時 平成28年11月24日 (木曜日)

開 会 午後1時28分

閉 会 午後2時37分

2 場所 第4委員会室

3 出席者

(議員)

座 長	村 家 博
副 座 長	南 昭 弘
委 員	木 下 章 広
//	舎 川 智 也
//	押 田 大 祐
//	大 島 満
//	尾 上 一 彦 (欠席)
	(代理出席 橋 本 雅 雄)
//	松 井 桂 将
//	村 石 篤
//	赤 星 ゆかり (欠席)
	(代理出席 中 山 雅 之)
//	村 上 和 久
//	柞 山 数 男

(事務局)

事 務 局 長	久 世 浩
事 務 局 次 長	後 藤 衛
議 事 調 査 課 長	圓 山 尚 英
議 事 調 査 課 主 幹 《課長代理》	坂 口 輝 之
議 事 調 査 課 副 主 幹 《調査係長》	柵 伸 治
議 事 調 査 課 副 主 幹 《議事係長》	石 黒 隆 司
議 事 調 査 課 主 査	大 塚 宏 明

4 協議結果について

(1) 一般質問における年間の持ち時間について

前回の当調査会で、毎定例会60分の質問時間を確保すべきとの意見もあったことから継続協議となっていたが、今回についても意見がまとまらず、再度、継続して協議することになった。

(2) 議会運営委員会の視察の廃止について

現状どおりとする。(議会運営委員会の視察は継続する。)

(3) ケーブルテレビの放映について

ケーブルテレビによる議会放映の検討を進める。

(4) 弔電、祝電、香典の自粛について

弔電、祝電は廃止する。香典については、公職選挙法のルールに従って取り扱う。

その他 一般質問におけるパネル等の使用について

全ての協議事項の終了後に、一般質問におけるパネル等の使用についての協議を求める提案があり、新たな検討項目として、次回の当調査会で協議することとなった。

5 会議の概要

座長 ただいまから、議会改革検討調査会を開会いたします。

尾上委員、赤星委員から、都合により欠席するとの連絡があり、本日は、橋本議員並びに中山議員が代理出席されております。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

座長 協議に先立ち、調査会記録の署名委員に、木下委員、村石委員を指名いたします。この調査会につきましては、さきの補欠選挙で当選されました新人の方も、新たにきょう、委員として参加されております。簡単に自己紹介を、押田委員のほうからお願いします。

押田委員 〔自己紹介〕

木下委員 〔自己紹介〕

大島委員 〔自己紹介〕

舎川委員 〔自己紹介〕

中山議員 すみません。皆さんにちょっと御了解いた

だきたいのは、この喉の状態では少しお聞き苦しいので、携帯のスピーカーを用意してもらいました。これだと少し声が届くので、使用の許可をお願いしたいのですが。

座長 声が大きくなるのですね。ちょっと、「こんにちは」と言ってもらえますか。

中山議員 〔スピーカーを通して発声〕

座長 大丈夫です。わかりました。
それではこれより、本日の協議事項に入ります。
協議事項は、お手元に配付の4項目であります。
ここで、本日の協議事項について、事務局から説明をさせます。

議事調査課長 〔説明〕

座長 今ほど事務局のほうから説明があったわけではありますが、それでは、協議事項1番目の「一般質問における年間の持ち時間について」に入ります。
この件に対する御意見があれば、お願いしたいと思います。

村石委員 備考のほうに書いてあるように、毎定例会60分の質問時間を確保すべきと考えています。基本的には、一人当たり60分ということで、各会派に割り当てるということになるのですが、現実問題として一人60分以内ということで、90分は設けなくて60分以内で、みんながそれぞれ、定例会ごとに質問できる権利を保障するということになると思います。権利だから、必ず質問をしないといけないという義務ではないので、そういう権利を保障するというのが社民党の考え方です。

中山議員 私たちも、今の件に基本的には賛成です。不当な質問制限をなくそうというのが、主張としてはあるのですけれども、議員として、定例会ごとにしっかりと質問ができる—最低でもやっぱり60分ぐらいは確保してということが必要だという見解です。

座長 整理しますと、今までの90分という中では一応30分ずつという捉え方でしたので、それで今、自民党さんのほうからまた提案があると思いますが、120分に延ばすということは、4定例会がありますから、30分掛ける4ということで、基本的には毎定例会で一般質問ができるのですよ。プ

ラス30分になりますから。90分を120分にするということから、できるので、後は時間の問題なのですよね。それで、自民党さん、いいですか。

村上委員

一人当たり1時間という権利の主張は理解できるのですが、議長、副議長を除いて38名が一般質問をすると。4月以降、新しい任期では36名が一般質問をすると。それで、一人当たり1時間の権利があると、みんなが権利を行使すると38時間や36時間が必要になってくるということになります。これを1日6時間としますと、一般質問に6日間がかかると。それに対して、当然、当局は勉強会を開きますので、その勉強会でまた時間を要すると。徹夜をしてもなかなか現在のスケジュールでは、定例会の初日に質問項目を出して、そして議案調査日を経て、36人分に答えるというのは非常に困難であるということになると、この質問の提出をさらに早くすると。ということは、議案の提出も早くすると。どんどんどんどん前のほうにいきます。そうしますと、役所の方々は議会対応だけが仕事ではありませんので、むしろ通常の任務というものは、議会に対する責務と同様に市民に対する責務もあるわけですね。そのこ

とに非常に支障を来すことも考えられます。議員がその権利を主張することは当然でありますけれども、一般市民の方々も職員のサービスを受ける権利を有しているわけですね。36人や38人が質問すると、そこまでも侵害しかねないということになってくると思いますので、ここはひとつ、一人当たり年間120分というところが両方の折合いをつけるところではないかというふうに思いますので、これまでの自民党の主張—120分ということをお理解いただけるのかなというふうに考えております。

松井委員

公明党会派としても、現行の議員一人当たり年間90分から、まずは120分にすることについては賛成です。今までどおり、会派内で調整をすることについても可としていきたいというふうに思っております。一方、無制限という意見も前にありましたが、まずは、中身の濃い質問内容と。やっぱり、これが大事であると現状では思っておりますので、それに努めて、次の段階として時間も考えていくのがいいのではないのでしょうか。とりあえずは120分にしてはどうかというふうに思います。

木下委員

まず、時間もそうなのですから、やっ

ぱり先ほどお話も出ましたが、その質を高めると。どの面もそうなのですから、質を高めて丁寧に議論をする。それがまず前提に来るかとは思いますが。その上で、私としましても、質問時間を延ばすことには賛成しております。だけど、現状で一人当たり90分ということでは、一人会派の方の質問の機会がやっぱりどうしてもなくなってくるということが考えられますので、一人会派の方の質問の機会を守りたいというふうに考えます。ただ、やっぱり皆さんのいろいろなお話に出ているように、増やす時間、時間幅に関しては、これは議論がまだまだ必要だろうと思います。お話に出たとおりで、行政側の時間的もしくは人的の、そういった部分の負担が増えるというのは、今はあると思います。時間を増やしていったら、会期の延長とか、そういったことも考えられると思うので、ここに関しては、質問時間を例えば一人当たり60分あげるとかそういった話が出て、今までの通例上、大体何人が各定例会において質問したのかとかの統計も出して、どれくらいの時間や日数が必要になってくるのかとか、そういったことを行政側からもヒアリングをして資料を出していただいて、さらに議論を深める必要があるのかなというふうに

は、一応考えております。

座長

私が最初に言いましたように、4定例会があるのです。今までの90分というのは、30分掛ける3で90分なのです。それで、4定例会で毎回質問できる場を与えるということで、120分に延ばしたいという経緯で私は言ったのです。だから、今までは30分掛ける3で1回はできなかったのです。それを30分掛ける4で120分なので毎回質問できるということで、時間の大小はありますけれども、そういう意味で御理解をしていただければというふうに思います。

橋本議員

民政クラブは、一人当たり120分で妥当だと考えております。

大島委員

一人会派ですので、できれば質問の時間は60分にさせていただきたいという思いであります。村上委員がおっしゃったように、平成28年12月、平成29年3月、次の選挙後の平成29年6月の定例会では多分、大変たくさんの方が一般質問をするというふうには思うのですけれども、それもだんだん淘汰されていくでしょうし、全員の方が一人1時間、十分に市民や議員に耐えら

れるだけの質問が続くとは思いません。必ず淘汰されるというふうに考えておりますので、例えば合併前の大沢野町議会で実験的に日曜議会というものをやったことがあるのですが、そのときには、今まで質問をしていなかった方がほとんど質問をされて順番を決めるのが大変だったということもありますけれども、これは議員の権利として、一定例会で60分は、最低、確保していただきたいというのが自分の思いでございます。

村石委員

前回も言ったと思うのですが、富山県内の議会においても、定例会ごとに一人当たり60分と。そういうような決めているところが多いのですね。その議会は議会でやはり公共性のある一当然議会対応もあれば市民に対する対応、行政の決められた業務をするということがあるわけで、そういうことから考えて、やっぱり60分というのは決して実現できない時間ではないということと、あと一つは、何人が一定例会で質問するかしないかは、それは議会運営委員会の中で、ある程度の枠を決めて、それぞれの会派が「うちの会派は何人が一般質問する」というようなことも含めて議論して、一般質問の日程もある程度変えるこ

とで、協議をして決めるということがあるわけです。今、大島委員も言われたように、毎回、全議員が1時間の質問をするということが本当に現実的にあり得るのかということも含めて、議論をしていくべきだということで、もう一度、定例会ごとに一人当たり60分ということで皆さんに考えていただきたいと思います。

中山議員

村上委員がおっしゃったことも一理あると思うのですが、考え方の基準は、私たちはやっぱり少数意見を一少数会派の意見尊重をきちんとしようということで、考えるべきだと。年間120分ということで今よりもよくなるというのは、それはそうなのでありますが、年間120分という状況というのは、これはやっぱり全国的に見ても、制限されている、窮屈な制約だと思います。とりわけ少数会派のしっかりとした意見尊重をして、やっぱり定例会ごとに一人当たり60分程度ということを経験したいと思います。

座長

今、私は公平な立場で、もちろん座長としての立場で発言をしますが、先ほど村石委員が、ほかの議会とかいろいろと言いましたけれども、定数も違いますし、そういう

ことも根本にあります。それと一番は、一般質問だけが議会の役目ではないのです。例えば、当局へ直接尋ねたいこと、それからまた、電話で全部聞けるようなことも一私も長い間、議員をやっていますけれども、こんなことを一般質問で聞かなければならないのかという、要するに、質の問題なのです。新人の方は御存じではないと思いますが、部長が来ているのです。昔は予算特別委員会とかいろいろとありましたけれども、部長の答弁よりも内容的にはやっぱり課長なのです。その課のいろいろなものの選択なりは、課長が握っているのです。一般質問で答弁するのは部長なのです。そういった形の中で、こういうことは電話でも聞ける、それから担当課へ行って全部聞けるようなことまで、一般質問でやるのはいかがなものかということ、こういう機会だからこそ、やっぱり一般質問の内容の質を高めていきたいということで、私は、ただ長ければいいというものではないという一これは座長としての立場ではなくて、一般論として申し上げたいと。やっぱり、はっきり言いまして、質の問題なのです。こんなことはやっぱり課長に直接聞けばいいのではないとか、電話でも聞けることを、あえて議場で、一般質問でやることなのか

なということは、多々、今まであるのです。それは申しておきます。あとは、どうでしょうか。

〔発言する者なし〕

座長 なかなか結論は出ませんが、私の今の立場で意見を集約しますと、議員一人当たりの年間の持ち時間を現在の90分から120分という意見が多数を占めているのではないかというふうに思っております。それで……まだ継続していくのですか。結論を出さないといけないのですか。

議事調査課長 結論が出ないということもあり得る……。

座長 別に結論を出さなくてもいいのではないですか。どうでしょうか。

村上委員 結論を出さなかったら、現行の90分のままということになりますか。そういうことですよね。

座長 そうです。今、一人当たり年間90分から120分という自民党さん提案で、これを審査しているのです。それで、一部で年間120分というのをさらに240分

にという形の中で提案されている委員の方もおいでになるということなのです。

村石委員 基本的には、12月議会が目の前に迫っているので、結論はきょう上げるべきだと思います。だから、一致点は、各議員は定例会ごとに質問できるということになるわけですよ。そこはもう一致しているわけで、あとは30分なのか60分なのかだから、その間で何分かということだっている話なので、だからお互いに歩み寄るといふ、そんな話合いはできないのですか。座長から諮っていただけでしょうか。時間を歩み寄るといふことをです。

座長 だから結論から言うと、一人当たり年間90分か120分かということであ……

村石委員 そうではなくて、「定例会ごとに30分」という意見と「60分」という意見があるわけでしょう。そうしたら、30分か60分ではなくて、40分でも45分でも一定程度延ばして、そういうことでやってみるといふ議論にはならないのですかということを行っています。

座長 それはならないでしょう。それは無理でしょう。

村石委員 そんな硬直的な考えでいいのですか。

座長 それは意見として聞きますが、今の段階で、中をとって40分とか45分とか、私はそれはないというふうに思いますけれども。

村石委員 座長、発言を許してください。金沢市は40分でやっているのです。この前、事務局からの話にありましたように40分というところもあるわけです。だから、硬直的に、30分か60分という考えではなくて、40分だって45分だってあるわけで、そういうふうにお互いに歩み寄ることだって必要なのではないですか。

座長 たまたま今のあれにしたら、3月までなのです。今、新人の方もおいでになる中で、一人当たり年間90分だ、120分だ、120分が240分だということよりも、もうあとは12月と3月しかないのです。この調査会としての結論といたら。

村石委員 確かに12月、3月しかないということですからけれども、今こうやって議会改革とい

うことで、市民の人も注目しているわけですよ。だから、そういう意味では12月、3月ではなくて、今後「議会は変わった」と。「今までと違って変わってきた」ということを表明するためにも、私は一定程度歩み寄って、きょう決めたほうがいいと思いますよ。そんな、3月までの時間で、新たに当選したらまた協議しましょうでは不十分だと思います。

座長 私は、意見が一つにまとまらないということ的前提に言っているので、あとは継続協議しかないのです。

中山議員 意見としては、むしろ継続協議としていただいたほうがいいのではないかと。私たちは、やっぱり今までの異常な質問制限をきっぱりと正すということが主張としてあるので、一人当たり年間120分ならいいのではないかということにしてしまっているのかということがありますので、もう少しきちんと一新しく議員になられた方も議会を経験していただくと、いろいろな御意見もまた出てくるのだと思います。

押田委員 今これで継続協議になるのかどうかはわかりませんが、今回もし継続協議にな

った場合、12月議会は90分でいくということでもいいですか。それによって私たち新人議員も質問を考えたり、逆に3月にどれだけ残そうかということも考えたりしないといけないので、その辺をちょっと教えていただけませんか。

議事調査課長 今ほどの押田委員からの発言ですけれども、きょうの場は年間の持ち時間を90分から120分にするという提案を協議しているということでございます。一方、新人の議員さん、あるいは今、各会派でもともと持っておられた持ち時間、これに議員辞職された方の分がありますので、これをどうしようかという場合は、今度の議会運営委員会のほうで最終的に決まるということなので、ちょっときょうのこの場では、それははっきりしないのかなということでございます。

座長 基本的には、この会の趣旨といいますか一議会改革検討調査会なのです。議会に対する、いろいろなことを提案していただくということで、最終決定は今ほど事務局が言いましたように、やっぱり議会運営委員会であり各派代表者会議で決まることが多いのです。そういうことをちょ

っと、御承知おきいただきたいというふうに思います。

押田委員 わかりました。

座長 それでは、意見が一つにまとまらないよう
でありますので、本件については、今後
も継続して本調査会で協議するとい
うことによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、そのように決定いたしたいとい
うふうに思います。
次に、協議事項２番目の「議会運営委員
会の視察の廃止について」であります。
この件に対する御意見があれば、お願
いいたします。

柞山委員 自民党からこの議会運営委員会の視察の廃
止をお願いしましたが、過日の議会改革
検討調査会でもいろいろと御提案があ
りました。今般、その中の理由で、私
のところは資料の収集とかというもの
については、当該市に求めたり、イ
ンターネットで資料収集もできる
ということ、視察まではしなくても
いいのではないかと考えて提案した

わけでありますが、やはり今般、政務活動費のあり方検討会なり、もちろん議会改革もあります、まだまだ現場へ行ってお聞きしたいという御意見も多く聞いてきたわけでありまして、そういう趣旨であれば、やっぱりこの視察を今までどおり継続していただいて、大いに研さんを積んでいただければいいのかなというふうに思っております。

松井委員

先般、私どもが議会運営委員会の視察は継続でと述べさせていただきましたが、まさしくこの議会運営については、これからの議会改革の流れの中で、やはり変わり続けるものであるというふうに思っております。ですから、先進した他都市への議会視察というのは、今も自民党さんからありましたが、現場へ行ってわかることも多々あるわけでありまして、年度内において、必要がないとなれば行かなくてもいいように予算措置だけはしっかりしておいたほうがいいかなというふうに思っております。

村石委員

正直に言うと、社民党も前回は廃止したほうがいいというようなことを言った気がするのですが、その後ちょっといろいろと考えてみたのですけれども、やはり議

会基本条例ですね。例えば、議会基本条例をつくるときに先進的な議会を見に行くというようなことも、やはり必要ではないかというぐあいに考えましたので、やはり今、松井委員が言われたように予算はちゃんととっておいて、そしてみんな合議をして、例えば議会基本条例について、視察に行こうという合議が整えば予算を使っていいということにしたほうがいいと思います。

中山議員

共産党も前回は基本的にはなくすことに賛成という見解でしたけれども、今の御意見にもありましたが、視察をなくせばいいという私たちの意見は、視察ありきで「もう決まっているから行こう」というようなあり方はやっぱりだめだということなので、目的が明確で必要な視察はやるべきだというふうに思っております。ですから、今の提案にもあったように予算措置はするけれども、必ず行くということではなくて、その都度、実施についても全体で確認をして、必要性、目的を明確にした形で、行く場合には行くということであればいいと思います。

座長

これは自民党さんの提案でございまして、

こういう情報化の時代なのでインターネットあたりでも情報が取れるのですよ。恐らく、そういう中で、あえて視察に行く必要はないのではないかとということで、廃止ということだったのですけれども、今ほど皆さんの意見を聞いておきますと、視察は継続するということが、意見が多数を占めたというふうに……

大島委員 その目的で行くのであれば、議会運営委員会というよりも、特別な目的を持った議会関係の改革の調査会とかそういう委員会で視察をすべきではないかなというふうに私は思うのですが。

議事調査課長 今の提案は議会運営委員会の視察でありますので、まさにおっしゃったとおりの委員会の視察ということで合っているのかなと思うわけですが。

柞山委員 この会とか、政務活動費のあり方検討会は、議長が諮問をするような調査会でありまして、特別委員会とか議運に匹敵するような委員会とはまた違うという性格も知っておいてほしいというふうに思っています。

村上委員 誤解のないように言っておきますが、議会基本条例をつくることを決めたからそれを検討するために継続だと言っているのではないので、その点は誤解のないように。特別な目的があるのならとおっしゃったので、そうではないということを誤解のないようにしていただきたいと思います。

座長 社民党さんは一つの例で言われたのでしょう。村石委員が議会基本条例だと言われるものですから。これはあくまでも調査会で、委員会は委員会としてあるのです。そういうことで、視察は継続するということが多数を占めましたので、本調査会としては、そのように取りまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

次に、協議事項3番目の「ケーブルテレビの放映について」であります。

このことについては、先ほど、前回の協議の状況について説明がありましたが、ケーブルテレビの放映の導入に向けて、事

務局から何か報告があればお願いいたします。

議事調査課長 〔説明〕

座長 事務局の説明を踏まえて、何か御意見はございますか。

大島委員 上婦負ケーブルテレビとケーブルテレビ富山が同時にできるのか、それとも、条件によっては時期がずれるのか、それはいかがなものなのでしょうか。

議事調査課長 可能性といたしましては、生放送か録画放送なのかということになるかと思えます。それにつきましては、先ほども言いました検討課題の1、2の一つとして、非常に重要な課題ということでございますので、今この場でどうということはいえませんが、ただ、ケーブルテレビ富山さんと上婦負ケーブルテレビさんの両方と協議をして、それぞれと一致できるところを見つけていくということになるかと思っております。

柞山委員 これまでの議論では、インターネット中継の様子を見てからケーブルテレビによる

放映の検討に入っていきたいと思いますという話でありました。しかし、多くの委員の皆さんもケーブルテレビによる放映をもう入れるべきだと、導入すべきだと、インターネット中継の状況を見てからということではなくて直ちにしろということでした。第3番目に2行にわたって書いてありますが、「平成29年3月定例会から実施のインターネット中継の実施状況を確認した上で、ケーブルテレビによる議会放映の検討を進める。」ということではありますが、この上の1行を消していただいて、「ケーブルテレビによる議会放映の検討を進める」とすれば、直ちに進めるという様相でいいのではないかというふうに思います。それから、今ほどいろいろと上婦負ケーブルテレビやケーブルテレビ富山とのこともありますが、県議会と同時に一般質問がされた場合、生放送できるのかという大変大きな問題もあるわけですし、それを録画するというとまた大きな費用がかかるというお話も聞いております。ですから、これについても詳細ハードのテレビをデジタルにしていけないと、という話もありますし、そういうことも含めて、この議会放映をケーブルテレビで直ちに進め

るための調査検討を、直ちに行っていただく。ただ物理的に導入後に予算措置をしたり、トータルでどれだけの予算がかかって、6月定例会にかけられるのか。あるいは、それから品物を発注して12月までに間に合うのか。これも未知数ですから、ケーブルテレビ局の話、機材の話、そういう許可の話がありますので、ともかく、1日も早くということであれば、きょう皆さんの御同意を得て、やっぱり直ちに検討を進めるということで支持していただければ、進捗が早いのではないかというふうに思っております。

松井委員

来年の3月からインターネット中継については確保されたという上で、やはり早期実現—事務局がおっしゃったように、今、いろいろな問題について、自民党さんからもありましたように、生中継となるといろいろと問題もあるということですので、ここは本当にできる限り早期実現という形で前向きに進めていくということで、いいのではないかというふうに思います。

木下委員

議会と市政の見える化を進めていくということがやっぱり大事だと考えております。

インターネット中継のほうは来年3月から開始されるということなのですが、政治に緊張感が生まれてくるということからも、ケーブルテレビによる放映ということに関しては、検討自体は速やかに開始したらいいのではないかというふうに考えます。今の段階から検討を開始し、皆さんがおっしゃるとおり、予算とか準備期間がどれだけかかるのか、こういった不都合が生じるのか、そういうことを検討し、導入にすぐ入れるような状況をつくり出すということがいいかと思えます。それで、導入はインターネットによる議会中継の後でもいいのかなというふうには一応考えております。

座長

基本的にはインターネット中継を先に出すというのは決まっていたのです。やっぱりインターネットとケーブルテレビは別個のものですから、それこそ同時並行ということではなく、インターネット中継はもう間違いなく来年の3月からやりますので、とりあえずケーブルテレビ放映については、事務局がいろいろな角度から調査したりしていますので、とにかく早急に導入するという形の中でどうでしょうか。

村石委員

事務局の方には忙しい中、いろいろと調べていただいていることに本当に敬意を表したいと思います。今、木下委員が言われたようにケーブルテレビの放映は、開かれた議会として、市民に見てもらおうと同時に、やはり質問する側—私たち議員が質の高い質問をすることにつながるということがあると思うのですね。だから、そういう意味では、予算もまたかかりますので、基本的には3月の当初予算に間に合うようにいろいろと検討してほしいのです。結果として、間に合わなければそれは仕方がないのですが、平成29年度当初予算に間に合うように、もしよかったらいろいろなことを進めていただきたいというぐあいに思います。

議事調査課長

今ほど事務局へいろいろな御提案をいただき、ありがとうございます。その中で、我々が努力をして、何とか—もしかすると間に合うかもしれないというようなレベルでありますと「わかりました」ということになるのかもわからないのですが、ちょっと今の段階では、とてもではないですが、当初予算には—先ほども申しましたが、まだいろいろと基本的な事項を決めなければならないのです。その中でケーブルテレビ

さんにまず「こういうことでやれますか」と。「それなら、やれるからちょっと話しましょう」ということになってくるわけですね。その辺の話がまだ全然何もできていないということで、現段階でありますと、もう既に、来年度の当初予算につきましては、予算編成も順次始まっておりまして、現段階では、ちょっと当初予算には間に合わないのかなという……。

議会事務局長 補足の説明をさせていただきたいと思えます。まず、ケーブルテレビ事業の導入につきましては、私ども事務局のほうといたしましても、早期に各会派、議員の方々の御了解をいただいて、なるべく早く導入に向けてしっかりと頑張っていきたいという気持ちでいっぱいでございます。先ほど、柞山委員のほうから、現段階では、「平成29年3月定例会から実施のインターネット中継の実施状況を確認した上で」というこの条件を外したらどうかという話がありました。私ども事務局といたしましては、そういうようなお話をいただいて、背中を押してくださることは本当にうれしい限りでございます。先ほど圓山課長が申しましたように、実はインターネット中継でもいろいろな課題がございますけれども、ケー

ブルテレビ事業の場合はもっといろいろな導入するに当たりまして、一つ一つ確かめていかないといけないことが結構たくさんございます。そのためには、相当の日数等がかかります。先ほど来から出ている話の繰返しになりますが、大きな話といたしましては、ケーブルテレビ事業の場合はインターネット事業と違いまして、放送法の適用があるということでございます。そうしますと、放送法の適用があるということは、これは公共の電波を使うことになりますので、しっかりとしたそういったハード、それから運営方針等が確立されていないと、これは放送法の適用を受けられません。したがって、例えば今、本会議場におきますところの音響設備、映像設備が今のままでいいのかどうか。これを抜本的に見直さないといけないのではないのかという検討が必要であります。さらには、先ほど来からお話を頂戴いたしましたように、放送事業者さんは富山市内にケーブルテレビ富山さんと上婦負ケーブルテレビさんの2局一2事業者さんがおられるということで、両方の事業者さんとの一先ほど大島委員も言われましたように、実施時期を同時にできるのかどうかとか、いろいろなところを調整をする必要があります。ということか

ら、これは相当ハードな作業だなと思って
おります。そこで、話が本題に入りますけ
れども、この後の準備でございますけれ
ども、私どもは2段階だと考えております。
例えば、先ほど言いましたが、いきなり議
場の整備とかのようなハードの準備とい
うことではなくて、そういったもろもろの課
題を、どういう課題があるのかというこ
とを徹底的に洗い出し、関係事業者さんとの
間で必要な協議を円滑に行う、いわば、調
査・研究という実際の本格的な導入作業に
入る前段階の作業が一つ必要だと思っ
ております。新年度の予算案につきましては、
私ども事務局サイドのほうといたしまして
は、どのような形で盛り込めるのか、本当
に盛り込むことができるのか、盛り込むこ
とができるとしたならば、どういう内容な
のかということ、現在、検討、精査させ
ていただいている段階でございます。もし
盛り込むということであれば、まずは調
査・研究に係る所要の経費につきましてお
願いをするということになるのではないかと
現段階では思っているところでございま
す。

押田委員

今、久世局長が言われたことにかかわると
思うのですけれども、私は、今、初めての

参加なのでちょっとよくわからないのです。このインターネット中継というのは、どの程度のインターネット中継をお考えなのですか。言ってみれば、例えば、登壇するところからちゃんと出るのか、ピンポイントでただ流しをするものなのかという、そこからまずわかっていないのですけれども、教えていただけませんか。

議事調査課長 インターネット中継につきましては、現在、市庁舎で庁内放送が流れております。それは、カメラを3台使いまして、質問者あるいは答弁者などを放映しております。それで、自席や答弁台というか演壇で発言するものも含めまして、そういったものを放映してございまして、その映像をそのままインターネットで中継するというものでございます。

押田委員 それは専用の職員か何かを使って撮影をしているということですか。

議事調査課長 現在のところ、議場の放映システムによりまして、システム上、自動的にカメラが移動しまして撮影をしております。

押田委員 自動というのは、誰かオペレーターがいる

ということでしょう。

議事調査課長 議場内で発言の要求がありましたら、マイクのスイッチを入れる必要があります。マイクのスイッチを入れると同時に一議員さんのボタンを押しますとカメラが自動的にそちらを向くというものでございまして、誰かが専用カメラを動かしているということではありませんので、そのシステムの中でカメラも自動的に動くというものの映像でございます。

押田委員 わかりました。今、私もケーブルテレビのことに関しては賛成なのですが、その庁内放送の件も含めて、もしかして費用が安く上がるのではないかというふうに思ったのです。ケーブルテレビさんが撮ってくれるのであれば。ただ、私かわからないのは、ケーブルテレビさんのほうが中に入ってきて撮影をするのか—今の庁内放送だということだったので、自動のものを流すのかもちょっとわかっていなかったのです。すみません、変な質問をしまして。

座長 今、私が聞いているのは、カメラがアナログからデジタルに、何かそれだけでも結構な費用がかかるとか……。

中山議員 改めて先ほど出た意見の中で、柝山委員と松井委員の出された意見に賛成で、「早期実現」という確認をしていただいて、まさに早期という検討の中で実施時期も明確にしてください、ということが必要かなと思います。

座長 実施時期については、今ほど局長が言われたようになかなか一課長も言われましたように、調査とか、いろいろと研究をしなければなりません一相手があることですから。でも、しっかり取り組んでいかないと、というふうに思います。まずは、それこそインターネット中継ということで、その後一もちろん並行してやっていきますけれども、早急に調査・研究を事務局のほうでしていただくということで、よろしいでしょうか。

大島委員 局長の言われる調査・研究ということになりますと、職員というのは専属で誰かを雇わないといけないというような形になるかと思うのですが、当初予算でその辺についてまで踏み込まれるわけでしょうか。

議事調査課長 そういった面も含めまして、職員が対応す

るのか、あるいはテレビ局側で対応するのか、あるいは別途、費用を準備して、ほかの方にやっていただくのか、そういうことも全部、検討課題の中に入っております。今ほども申しましたとおり、そういうことを全部検討するための調査などの費用を、今もし当初予算で要求するとすれば、そういったことになるということでございます。

座長　　そういうことで、しっかり進めていただくということで、よろしくお願いします。それでは、確認させていただきます。「ケーブルテレビによる議会放映の検討を進める。」ということで、本調査会としてこのように取りまとめることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長　　それでは、そのように決定したいというふうに思います。次に、協議事項4番目の「弔電、祝電、香典の自粛について」であります。この件に対する御意見があれば、お願いします。

橋本議員　弔電、祝電と香典は、ちょっと少し分けて

考えるべきかなと思いますが、弔電、祝電に関しては、自粛という言葉が本当に曖昧だなと思っております。廃止なら廃止にすべきではないかと。今は報道の方がたくさんおられますし、これは廃止なら廃止ということで富山市議会で打ち出すのもいかがかと思っております。

座長 今、橋本議員が言われるのは弔電、祝電の件ですね。

橋本議員 そうです。

座長 香典は切り離すということですね。

橋本議員 そうです。

木下委員 弔電、祝電、香典に関しては、富山市議会全体として自粛する旨の統一性を出せたらどうかと考えております。これらに関して多額のお金が費やされているという話を聞いたことがありますし、出す、出さないということ自体が議員個人の支持にも影響を及ぼしているというふうに考えられますので、一律に自粛というふうにすれば議員間の公平性が保たれるのではないかというふうにちょっと考えております。

村上委員 弔電、祝電については出さない。香典については公職選挙法に従うということによろしいと思います。

座長 今ほど橋本議員が言っておられた、自粛というのはどこまでが自粛なのかという、その見解なのですよ。区別なのですよ。

松井委員 うちの会派としても検討しましたが、結論から言いますと、議員だからといって、上辺だけのそういった虚礼については廃止にすべきであるというところでは一致しておりますが、個人的な今までのつながりとかもあります。そういった人間関係が残っている以上、もうしばらく継続協議としていただければというふうに思っております。

中山議員 村上委員の提案に賛成です。原則、弔電、祝電は廃止です。

座長 廃止なのか自粛なのかというところが、非常に微妙なのですよ。

大島委員 私も村上委員と同じで廃止すべきだと思います。自粛では個人間のいろいろな付き合いがあって、どうしても打たないといけないというふうになれば、いただいた方も読

まないといけないという、そういうプレッシャーの中で、来た議員と来なかった議員というのがありますから、これは速やかに廃止すべきだと思います。香典については、公職選挙法どおりで本人が届けるという、それは当然のことでございます。

村石委員 社民党も弔電、祝電については廃止ということに、明確にしたほうが一番混乱が起きないというぐあいに考えています。香典についてはできるだけ自粛して、当然本人が持っていくというふうにすればいいと思っています。

座長 今、香典については本人が持っていくということであれば、公職選挙法にのっとって出すということであれば、問題はないのですよ。それで、あとは御意見よろしいですか。全く廃止するということで皆さんよろしいのですか。

〔「公明党さん……」と呼ぶ者あり〕

座長 これは、本当に公明党さんが言われるとおりなのです。人間関係があるのですよ。これは例を言いますと、例えば親戚以上のお付き合いをしている方もおいでにな

るのですよ。親戚に祝意なり弔意をあらわすというのは、あくまでも当然なのですけれども、やっぱりどの程度の付き合いなのかというのは、本人が一番ーやっぱり大事な人を、私にとっては大事な人、そういう人間関係というのは、その個人個人にやっぱりあるので、なかなかー公明党さんがそういうふうに言われるようなもので、私も個人的には難しいなという思いもあります。

松井委員 継続協議でお願いしたいというのは、いろいろなケースがあります。じゃあ、例えば肩書を外して個人名で出す分はどうかということも出てくるでしょうし、自粛ーほかの議会を見ても、親戚そして知人、この知人の枠がどこまでなのかということになってくると思いますけれども、それにしても難しい……。

座長 ちょっと確認したいのですけれども、一人会派の方は別として、皆さんは、各会派で検討されましたか。

〔「しました」と呼ぶ者あり〕

柞山委員 今、村上委員からは廃止ということであり

まして、全てを確認したわけではございませんが、事例として、自粛ということは申し合わせましたが、先ほど橋本議員も言われましたけれども、親戚だから打たないといけないかといって打ったら、同じところに橋本議員も行っておられて「打ったじゃないか」ということで、やっぱりいろいろと尺度に誤差がございます。そういうことが生まれてきては、何のためなのかなということを根本的に考えると、やっぱり弔電をいただいたら、その葬儀委員長さんか司会の方は、今の慣例からいうと、当然、不特定多数の方に発表するわけですよ。そのことが議員として、それは広報活動なのか本人なのか同じなのかというと、これはなかなか尺度が難しい。いっそ、弔意を示すということであれば、親戚あるいは友達の場合は本人が行って弔意を示す。香典がなくても弔意を示すということが肝要なのであって、弔電を打つということ、その場の不特定多数の人に知らしめるということの行為が果たして、公職である議員の広報活動か議員活動かということに当てはまるのではないかということになると、これは自粛という尺度の定義からいうと、これは廃止したほうが良いとい

う結論に至るのではないかと、村上委員と二人で話していたのです。

座長 私がいいたいのは、まずは自肅なのかなということ、おさまるのかなということ、今確認したのです。「皆さん、各会派で確認してこられましたか」ということで。

柞山委員 撤廃については、全体確認をまだしていないような気がします。

座長 それで会派に帰って怒られないのですか。大丈夫なのですか。

柞山委員 その方向で間違いないと思います。

座長 私はまず、自肅からかなと思います。しばらく様子を見て一公明党さんではないですけれども一自肅をして、それからある時期に廃止ということに持っていかれるのかなという思いでいたのですが、いきなり廃止ということで、皆さんは各会派に帰られてよろしいのですかということ、私は言ったのです。どうなのですか。

村石委員 弔電・祝電について、非常に私も悩みまし

た。公明党さんの言われていることも感情的には理解できることもあります。自分の経験で言うと、2015年は250本の弔電を打っています。そして香典は100件を超えるのです。だから、それをどこで線を引くとか引かないとか、線を引けないから全部廃止です。これが、非常に迷った末、一番の現実的な対応ではないかということを決めたわけです。香典についても、本当にある程度精査して、件数も減らしているというようなことも含めて、非常に迷った末にそういう結論を会派で相談して出したので、公明党さんもそこら辺をぜひ御理解していただけないかなという思いです。

座長 ほかの人は、大丈夫ですか。

大島委員 4月に選挙が当然ありますから、これは弔電合戦になります。それで、現職が有利です。これはフェアではないです。絶対に廃止すべきだと思います。

松井委員 今ほど自民党さんや社民党さんからもありましたが、香典についてはやはり公職選挙法にのっとって、自分が行く分については当然、そういった意味で弔意をあら

わすと、やっぱり線引きが非常に難しいということのうちも考えていた流れの中で、やはり廃止するという方向が決着点であろうというふうに思いますので、廃止です。

座長 もう一度確認します。皆さんは会派に帰られて大丈夫ですか。その確認だけ私…

橋本議員 この場合、弔電、祝電は他市他県一要するに遠方に出す……全く関係ないのですか。

〔「選挙区内」と呼ぶ者あり〕

橋本議員 選挙区内だけの話ですね。

座長 自粛でい겠습니까。

押田委員 祝電の場合、肩書を外したら、エリア内は、本当に個人的な付き合いの場合はオーケーなのですか。完全に廃止ですか。

座長 やっぱり廃止は廃止でしょう。そういうことにいろいろと条件をつけたり、何か逃げ道をつくったりすると……

押田委員 肩書を外してもですか。

座長 そうだと思えますよ。私は廃止するのだったら、全部廃止だという捉え方をしているのですけれども。

村石委員 例としては全く一緒ではないのですけれども、議会開催期間中は小学校・中学校の卒業式には行かないという申合せがあって、そのときにあるケースで、議員バッジを外して、肩書もなしで行きたいという例があったのですが、それは議員バッジを外して肩書なしで出ても、市議会議員として周りの人は見るでしょうというようなことから、申合せ事項どおり行かないでくださいということがあって、結局、私たちの名前は肩書がなくても周りからは市議会議員として見られてしまうので、基本的には肩書なしでも出さないということがいいと思います。

中山議員 私も今の意見に賛成です。市民の皆さんは富山市の議会、議員というのは弔電を打つ人が議員だと思っておられるのだと思うのですけれども、ここできっぱりと打ってはいらない、打たない人だということを市民の皆さんにお伝えすれば、これは理解を得られると思います。

松井委員 今回の新しい議員13名の方の中で、非常に若い議員の方もいらっしゃるし、子育て真っただ中の若い議員もおられます。自分の子どもの卒業式、そしてまた一入学式はいいですが、卒業式には基本的には出られないということですから、議員になった以上、やはりそこは我慢していただくということによろしいのではないのでしょうか。

座長 卒業式は議会開会中なのです。それで、常任委員会とちょうど重なるので、常任委員会がある人は議会に出ていますから。ない人は基本的には卒業式に行けるのです。でも、これは申合せで、卒業式に関しては幼稚園だろうと小学校だろうと中学校だろうと高校だろうと、一切行かないという申合せがあるのです。入学式は4月で、議会がございませぬからこれは自由という一余談になります。それでまた、一応せっかくそういう話が出ましたので、またその時期になれば皆さんに通達は出ます。そうしたら自民党さん、本当に会派で確認されないでいいのですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

舎川委員 香典とか弔電、そういったものは私も前に

ちょっとある方の葬儀に行ったときに、私は出してない中で、やはり「お前、出さないとまずくないか」というような流れが、まだちょっとあります。なので、ここはしっかりちゃんと線を引いて、「もう我々はお出さないよ」と。「出せないんだ」ということをちゃんと明確にしておいたほうがやはりいいのではないかと考えております。

松井委員 決めた以上、市議会だより、そしてホームページでしばらくの間、しっかりと周知徹底する。そしてまた、マスコミの方も含めて地域の御理解が大事だというふうに思っております。その辺をしっかりとお願いします。

村石委員 実施時期はいつからですか。

座長 それは、これからです。自粛するのか廃止するのかということで大丈夫ですね、皆さん。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは皆さんの意見としては、弔電、祝電を廃止する。
香典は、公職選挙法のルールに従って取り

扱う。

このように決定しても、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、そのように決定いたします。
今ほど決定いたしました弔電、祝電、香典の取扱いについて、その実施時期について、皆さんの御意見をお聞かせください。
香典は公職選挙法にのっとって出すということですから、弔電と祝電の廃止の時期ですね。どうでしょうか。

大島委員 12月1日から議会が始まるので、12月1日からにされてはいかがでしょうか。

柞山委員 私のところは、会派で自粛を決めたときからすぐに実施しております。決める以前から実施しておられる方もおられます。ですから、こういうことは直ちに、きょうからやってください。

松井委員 早く実施したいと思いますので、12月1日からでよろしいのではないのでしょうか。

議事調査課長 実施時期についてでございますが、先ほど

からの座長の発言にもありますとおり、この委員会は、案を決定する場でございます。最終決定は各派代表者会議になるということでございます。現在のところ、予定といたしますと各派代表者会議は12月1日となりますので、そこで決定されるかどうかということによろしいでしょうか。

座長 そういうことでございます。あくまでも議会改革検討調査会でございますから、各派代表者会議で決定していただくということで、12月1日でございます。

議事調査課長 ということで、議会改革検討調査会の意見とすれば各派代表者会議の決定後からということでしょうか。

座長 そういうことになります。
それでは、そのように決定をさせていただきます。
これで、本日の協議事項は、全て終了いたしました。本日、御協議いただいた4項目につきましては、私から議長に報告することといたしますので、御承知おき願います。次回の開催日程については、正副座長で協議して、改めて御案内したいというふうに

思っております。

中山議員　　ちょっと新たな意見があるのですけれども、インターネット中継が行われるので、やっぱり見える化を進めるという意味で、前に出ていたと思うのですが、パネルなどを使ってよりわかりやすくというようなことも—これは改めて一致できるのではないかなと会派では意見が出ているのですけれども。

座長　　　　　議場でですか、委員会ですか。

中山議員　　　議場です。

座長　　　　　そうしたら、今度の検討……どうなるのですか。それとも、議運になるのですか。課長、どういう扱いになるのでしょうか。

議事調査課長　　今、この議会改革検討調査会での協議事項の御提案ということであれば、もしこの場で決められれば、ここで話していただけたらいいのではないかと思います。

座長　　　　　いずれにしても、今ではなくて、次回の協議事項でいいのでしょうか。

大島委員　　　そのことについて共産党の別の新人の議員

さんからそのお話をいただいたときに、そういうものを本会議に一議場に持ち込むということは、それこそパネル合戦のような形になって、プラカードとかそういうものと同じでございますので、もし皆さん方に周知するのであれば、何かスクリーンとか傍聴者に対する資料の配布とか、その辺から始められたらどうかなというふうに思っております。議場に持ち込むのは反対です。

座長

いずれにしても、中山議員のほうから提案がございましたので、次の調査会で検討させていただきたいというふうに思います。それでは、本日の議会改革検討調査会を閉会いたします。